

## 第2章

# 原子力災害事前対策

## 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 市は、平常時から県等関係機関と連携を深めるほか、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

## 第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県、その他防災関係機関との原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次のとおり体制等を整備する。

### 1 情報の収集、連絡体制の整備

#### (1) 市及び関係機関相互の連絡体制

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他の防災機関との情報収集・連絡体制を確保する。

#### (2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

#### (3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

## 2 情報の分析整理と活用体制の整備

### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、県と連携し、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

### (3) 防災対策上必要とされる資料の整備

市は、県と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、必要に応じて人口、世帯数、地域の地図等社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に資する資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するよう努めるものとする。

## 第4節 通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信手段の途絶に備え、有線系、無線系、あるいは地上系、衛星系等による伝送路の複数ルート化の推進を図る。その他、防災通信設備等の整備については一般対策編第1章第6節「防災通信設備等の整備」による。

## 第5節 組織体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な体制を整備するものとする。

### 1 体制の整備

#### (1) 警戒体制

市は、次の場合に警戒体制をとる。

- ア 県から、対象とする原子力事業所において警戒事象発生の連絡があったとき
- イ 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の連絡があったとき

#### (2) 警戒本部体制

市は、次の場合に警戒本部体制をとる。

- ア 県から、対象とする原子力事業所における特定事象発生の連絡があったとき
- イ 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の特定事象発生の連絡があったとき

ウ 市長が必要と認めたとき

(3) 災害対策本部体制

市は、次の場合に災害対策本部を設置し、非常体制をとる。

ア 市又は県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき

イ 市又は県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生した場合

ウ 市長が必要と認めたとき

2 長期化に備えた動員体制の整備

市は、県及び防災関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から県、その他の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

4 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

緊急消防援助隊の派遣手続きは、一般対策編第1章第5節「広域応援体制の整備」による。

5 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

自衛隊の派遣手続きは一般対策編第2章第3節「自衛隊派遣要請計画」による。

6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

なお、広域応援協定等の締結状況は、一般対策編第1章第5節「広域応援体制の整備」のとおりである。

7 モニタリング体制等

市は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする。

緊急時における環境放射線量等のモニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）のため、県の実施する緊急時モニタリングへの協力、連携に関する体制を整備する。

(1) モニタリング機器の整備・維持

市は、環境放射線モニタリングを実施するため、機器等を整備・維持する。

(2) 緊急時モニタリング体制の整備

市は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

8 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努めるものとする。

## 第6節 屋内退避、避難等活動体制の整備

1 避難マニュアル等の策定

(1) 避難マニュアル

市は、県と連携し、避難の基本的なあり方を定めた避難マニュアルを策定する。

(2) 避難計画のあり方の整理

市は、県等関係機関と連携して避難計画の検討を進めるなど、避難マニュアルを踏まえた避難のあり方の整理に努める。

2 避難体制等の整備

(1) 避難先等の調整

市は、避難先及び避難退域時検査実施場所等について、県と連携を図りながら調整を行う。

また、市は、避難や避難退域時検査等の場所について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つよう努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、住民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。また、警察及び消防機関は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

(3) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(4) 避難方法等の周知

市は、原子力災害時の避難、屋内退避方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

(5) 物資の備蓄・調達

市は、県及び民間業者と連携し、避難先で必要とされる食料その他の物資の確保に努める。

**3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備**

市は、高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備する。

**4 学校、医療機関等における避難のあり方の整理及び防災教育・防災訓練の実施**

学校、病院等医療機関、社会福祉施設は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生、入院患者、入所者等の安全を確保するため、あらかじめ避難のあり方を整理するとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

また、市及び県は、学校、病院、社会福祉施設等の管理者が適切な対策を実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。

**5 住民等の避難状況の確認体制の整備**

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

**6 広域一時滞在に係る応援協定の締結**

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県とも連携を図りながら、他都道府県の市町村との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。

## 第7節 原子力災害医療活動に係る体制整備

市は、必要に応じ、避難先に併設される救護所において県が実施する避難退域時検査や、安定ヨウ素剤配布・服用指示、避難者の健康管理等の原子力災害医療活動に協力するための体制の整備に努める。

## 第8節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、市民への伝達指示、周知方法をあらかじめ定めておくとともに、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

## 第9節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

### 1 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、県及び関係機関と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県及び関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第10節 住民等への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、市民に対し、災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、市民に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

### 1 情報項目の整理

市は、県及び防災関係機関と連携し、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態(福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。この場合は警戒事態に該当)をいう。以下同じ。)又は警戒事象発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやす

く正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

## 2 情報提供体制の整備

市は県と連携し、市民及び報道関係機関に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

また、情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、自治会、民生・児童委員等との協力・連携に努める。

## 3 相談窓口の設置等

市は、市民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

## 4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

# 第11節 原子力防災等に関する市民に対する知識の普及啓発

市民に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、市は、県と連携し、継続的な広報活動を実施する。

また、防災知識の普及・啓発に際しては、市民の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努める。

# 第12節 防災業務関係者の人材育成

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、市は県と連携し、専門家を招聘する等により原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。

## 第13節 防災訓練等の実施

市は、県と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び連携等を図る。

## 第14節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

市内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、市内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、市及び県、県警察、消防機関等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

### 1 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確にとれるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するものとする。

#### 【事故時の措置】

- ① 市、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報
- ② 消火、延焼防止の措置
- ③ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥ 核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- ⑦ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧ その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置 等

### 2 市及び県

市及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の市民の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

### 3 警察

警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

### 4 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。